

平成29年10月25日

各位

京都信用金庫

個人番号の預金口座付番に係る利用目的の変更（追加）について

京都信用金庫（以下、当金庫といいます）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を下記のとおり変更（追加）いたしますのでお知らせいたします。

なお、変更日は預金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたしますので申し添えます。

記

個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務のため

※下線部分に変更（追加）の箇所です。

以上